

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金交付要綱（抜粋）

（通則）

第1条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金(以下「助成金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この要綱は、独立行政法人環境再生保全機構法(平成15年法律第43号。以下「機構法」という。)第10条第1項第5号の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)が行うポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の助成金の交付について必要な事項を定め、その業務の適正な運営を図り、もってポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理の促進に資することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「特別措置法」という。)第2条第1項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。以下同じ。)のうち、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令(平成16年環境省令第11号)第26条第1号の表に掲げるものを除いたものをいう。

2 この要綱において「中小企業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 次のアからキのいずれかに該当する者(次のアからキに掲げる者以外の一又は二以上の会社(以下この条において「大企業者」という。)の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が2分の1以上である者及びその者との間にその者による完全支配関係(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第1項第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下この号において同じ。))がある者並びに大企業者との間に当該会社又は大企業者による完全支配関係ある者を除いたものをいう。)

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(イからキまでに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

エ 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

オ 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 900 人以下の会社及び個人であって、ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

カ 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人であって、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

キ 資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 200 人以下の会社及び個人であって、旅館業に属する事業を主たる事業として営むもの

(2) 次のア又はイのいずれかに該当する者(以下「中小企業団体等」という。)

ア 中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体(事業協同組合、事業協同小組合、火災共済共同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会)

イ 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の 3 分の 2 以上が前号のアからキまでのいずれかに該当する者であるもの(アに掲げるものを除く。)

(3) 常時使用する従業員の数が第 1 号アからキまでに定める業種ごとに当該アからキまでに定める従業員の数以下の法人(会社を除く。次号において同じ。)(国の機関又は地方公共団体を除く。)であって、当該アからキまでに定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

(4) 常時使用する従業員の数が 100 人以下の法人

(5) ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している個人

3 この要綱において「都道府県等」とは、都道府県及び特別措置法第 26 条第 1 項の政令で定める市をいう。

(交付の対象)

第 4 条 機構の理事長(以下「理事長」という。)は、機構法第 10 条第 1 項第 5 号に基づきポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を確実にかつ適正に行うことができると認められるものとして環境大臣が指定する者(以下「指定事業者」という。)に対し、その者が実施する以下に掲げる事業(以下「助成対象事業」という。)について、予算の範囲内で助成金を交付する。

(1) 中小企業者等が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用として当該中小企業者等が負担するものを軽減する事業

(2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に際しての環境の状況の把握のための周辺の監視若しくは測定若しくは安全性の評価又は安全性の確保のための研修若しくは研究の事業であって、理事長が必要かつ適当と認めるもの

(3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の事業であって、理事長が必要かつ適当と認めるもの

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)第 19 条の 8 第 1 項の規定に基づく生活環境の保全上の支障の除去等の措置(特別措置

法第 2 条第 2 項に規定する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係るものに限る。) 及び特別措置法第 13 条第 1 項の規定に基づく処分等措置に要する費用として都道府県等が負担するものを支援する事業

2 助成金の交付額は、次のとおりとする。

(1) 前項第 1 号の事業にあつては、中小企業者等が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分に要する費用(指定事業者が定めるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理に係る料金表(以下「処理料金表」という。))により算出された処分費用をいう。)、収集運搬費用及び漏えい防止費用であつて、次のアからウまでに掲げる中小企業等の区分に応じて、それぞれ当該アからウまでに定める額(ただし、ア及びイに掲げる中小企業者等は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画(令和元年環境省告示第 37 号)第 1 章第 2 節に定める計画的処理完了期限内に前項第 1 号の事業による軽減措置に係る指定事業者への申込みを完了した者又はそれに相当するものとして理事長が定める者に限る。)

ア 中小企業者等(個人(個人で事業を営んでいる者は除く。以下イにおいて同じ。))及び清算中、特別清算中又は破産手続中の法人を除く。)(ウに該当するものを除く。) 100 分の 26 に相当する額(収集運搬費用及び漏えい防止費用については、100 分の 70 に相当する額)

イ 個人又は清算中、特別清算中若しくは破産手続中の法人(ウに該当するものを除く。) 100 分の 51 に相当する額(収集運搬費用及び漏えい防止費用については、100 分の 95 に相当する額)

ウ 特別措置法第 2 条第 5 項に規定する保管事業者に該当しない中小企業者等 100 分の 51 に相当する額(収集運搬費用及び漏えい防止費用については、100 分の 95 に相当する額)

(2) 前項第 2 号又は第 3 号の事業にあつては、当該事業の実施に要する費用の総額

(3) 前項第 4 号の事業にあつては、廃棄物処理法第 19 条の 8 第 1 項の規定に基づく生活環境の保全上の支障の除去等の措置に要する費用(以下「支障除去等措置費用」という。))又は特別措置法第 13 条第 1 項の規定に基づく処分等措置に要する費用(以下「処分等措置費用」という。))の 100 分の 75 に相当する額

3 助成対象事業の実施期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

4 第 2 項第 1 号に規定する費用のうち、収集運搬費用及び漏えい防止費用の助成限度額は、別表に定めるとおりとする。

5 第 2 項第 2 号に規定する費用の総額は、第 1 項第 2 号又は第 3 号の事業を行うために直接必要な費用とし、当該費用に係る上限単価及びその内容を証する書類は理事長が別に定めるところによるものとする。

6 第 2 項第 3 号の支障除去等措置費用及び処分等措置費用は、次のとおりとする。

(1) 処理料金表により算出された処分費用

(2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬費用

(3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分委託のために必要不可欠である費用であつて、理事長が

必要かつ適当と認めるもの（ただし、支障除去等措置費用については、保管、分析等に要するものを除く。）

（行政代執行支援の場合の返還）

第 16 条 助成対象者は、都道府県等がポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者等に対し支障除去等措置費用又は処分等措置費用を請求し、徴収した場合には、年度ごとに、都道府県等からその徴収額の 100 分の 75 に相当する額（以下「要返還額」という。）の返還を受け、機構に対して当該要返還額を返還するものとする。

- 2 前項の場合において、助成対象者は、支障除去等措置費用又は処分等措置費用に係る徴収額及び要返還額について都道府県等に報告させ、その内容を確認した上で速やかに機構に通知するものとする。
- 3 第 1 項の場合において、機構、助成対象者及び都道府県等の間に合意があるときは、機構は都道府県等から要返還額の返還を直接受けることができるものとする。

附 則

（東京都内に保管されているポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る助成に関する特例）

第 3 条 東京都内に保管されているポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用のうち、収集運搬費用及び漏えい防止費用に関しては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成 13 年 6 月 22 日政令第 215 号）別表の一の項に該当するものについてはこの細則の施行の日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、同表の二の項に該当するものについてはこの細則の施行の日から令和 4 年 3 月 31 日までの間、第 4 条第 2 項第 1 号及び第 4 項に基づく助成金の額が、東京都高濃度 PCB 廃棄物収集運搬支援事業助成金交付要綱（平成 29 年 8 月 24 日付 29 都環公技第 249 号。以下「東京都交付要綱」という。）第 5 条に基づく助成金の額を上回る場合のみに助成を行うこととし、助成額はその差額とする。この場合において、第 4 条第 4 項の助成限度額が、東京都交付要綱第 5 条第 2 項の助成限度額を上回るときは、その差額を助成限度額とする。

（新型コロナウイルス感染症の影響を受けた保管事業者に対する助成に関する特例）

第 4 条 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の状態が悪化した中小企業者等（令和 2 年 2 月以降の任意の 1 月の間の売上が前年同月比で 30%以上減少した者をいう。）又は個人（個人で事業を営んでいる者は除く。）若しくは清算中、特別清算中若しくは破産手続中の法人であって、指定事業者との処理委託契約に基づく処分に要する費用の支払いを令和 2 年 2 月 1 日以降に完了し、かつ第 4 条第 1 項第 1 号の事業による軽減措置に係る指定事業者への申込みを令和 3 年 3 月 31 日までに完了した者が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用に関しては、第 4 条第 2 項第 1 号ア中「100 分の 26」とあるのは「100 分の 46」と、「100 分の 70」とあるのは「100 分の 90」と、同号イ及びウ中「100 分の 51」とあるのは「100 分の 55」と

と、「100分の95」とあるのは「100分の99」とする。この場合において、第4条第2項第1号に基づく助成金の額と指定事業者が定める割引制度による割引額との合計が処分料金を超える場合は、同号に基づく助成金の額は当該合計が当該処分料金を超えない範囲内とする。

別表（第4条第4項関係）

種類等	中小企業等	個人	
収集運搬 （積込み・積下しを含む）	変圧器（台）	364,000 円／台	494,000 円／台
	コンデンサー（台）	175,000 円／台	237,500 円／台
	ポリ塩化ビフェニル原液及びポリ塩化ビフェニルを含む油類（一式）	175,000 円／式	237,500 円／式
	安定器・汚染物等（ドラム缶）	105,000 円／缶	142,500 円／缶
	安定器・汚染物等（ペール缶）	102,000 円／缶	140,000 円／缶
漏えい防止措置	70,000 円／台・式	95,000 円／台・式	

注 1) 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物が 2 以上ある場合は、その種類ごとの額に数量を乗じた額を合計した額を助成限度額とする。また、ポリ塩化ビフェニル原液及びポリ塩化ビフェニルを含む油類については、1 件の申請につき一式を限度として計上するものとする。

注 2) 漏えい防止措置が必要な高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物が 2 以上ある場合は、そのそれぞれに対し助成限度額を適用するものとする。